

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和8年3月5日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社ビックフレンド
	代 表 者	大友 成則 (おおとも しげのり)
	主たる事務所	東京都世田谷区太子堂二丁目19番5号
	免 許 年 月 日	令和4年3月30日 (当初免許年月日 平成24年3月30日)
	免 許 証 番 号	東京都知事(3)第94041号
聴 聞 年 月 日	令和8年1月19日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間及び指示	
業 務 停 止 期 間	令和8年3月19日から同月25日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第32条(誇大広告) 同法第65条第1項第2号(指示) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、令和7年2月に東京都品川区、大田区、杉並区、世田谷区及び新宿区所在の9物件(以下「本物件」という。)について、インターネット広告を行った。</p> <p>この業務において、次のような違反行為があった。</p> <p>(1) 本物件について、売買対象が宅地であるにもかかわらず、反響を得ることを目的として、売買対象でない建物プラン及びパース図を掲載し、「新築一戸建て」の文言を表示するなどして、新築戸建て住宅であると誤認させる著しく事実と相違する広告を行った。</p> <p>(2) 本物件のうち7件について、当該物件から徒歩10分以内に総合病院といえるものが存在しないにもかかわらず、「総合病院 徒歩10分以内」と著しく事実と相違する広告を行った。</p> <p>(3) 本物件のうち4件について、私道に関する負担を正確に表示せず、当該広告表示を閲覧した相手方に広告内容が事実であると誤認させる取引の公正を害する業</p>	

務を行った。

これらのうち、(1) 及び (2) は法第 3 2 条に違反し、法第 6 5 条第 2 項第 2 号に該当する。(3) は法第 6 5 条第 1 項第 2 号に該当する。